

平成21年 No.11

東京学芸大学学生相談センター規程の一部を改正する規程

制定理由

学生相談センターの業務内容を明確にし、相談業務を充実させるため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年3月11日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学生相談センター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年3月12日

国立大学法人東京学芸大学長

鷺山恭彦

平成21年規程第8号

東京学芸大学学生相談センター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生相談センター規程（平成18年規程第6号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生相談センター規程の一部改正について

改正理由：学生相談センターの業務内容を明確にし、相談業務を充実させるため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>学生相談及びカウンセリングに関すること。</u></p> <p>(2) <u>学生生活上の問題に対する予防的な啓発活動に関すること。</u></p> <p>(3) <u>他の組織等との連携・協力に関すること。</u></p> <p>(4) <u>相談業務の実施に必要な研修及び教職員への啓発活動に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他学生相談に必要な業務に関すること。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 学生相談及びカウンセリング</p> <p>(2) その他学生相談に関し必要な業務</p> <p>[省略]</p>